

ロシア連邦政府

決定

2025年11月1日付第1730号

モスクワ

ロシア連邦からの特定種類の硫黄の一時的輸出禁止措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合に関する条約第29条および第47条、同条約への附属書No. 7、連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条第2項第1号にもとづき、また、ロシア連邦の食糧安全保障のために、ロシア連邦政府は以下の通り**決定する**：

1. 液状、顆粒状および塊状硫黄（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2503 00 100 0および2503 00 900 0）（以下、「商品」）のロシア連邦からの輸出を一時的に禁止する旨を定める。
2. 本決定第1項に記載された一時的禁止措置は以下に対しては適用されない：
 - a) ロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国ならびにアプハジア共和国および南オセチア共和国に向けて搬出される商品；
 - b) ロシア連邦の決定にもとづいて外国国家に対する国際的人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される商品；
 - c) ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内でロシア連邦領内から搬出される商品、ならびにロシア連邦領内の地点同士の間を外国国家領土を経由して移送される商品、および（または）ユーラシア経済連合の関税領域内の地点同士の間を海上輸送機関で、外国の港に寄港することなく、移送される商品；
 - d) スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
 - e) 本決定の発効日までにユーラシア経済同盟の関税領域からの搬出を認める通関手続きに付された商品で、本決定の発効日までに公開型株式会社「ロシア鉄道」が運送および（または）輸送のために引き受けた商品、もしくは本決定の発効日までに海洋船舶への船積指示書が作成されていた商品。
3. ロシア連邦経済発展省はユーラシア経済委員会に対して本決定第1項に記載された一時的禁止措置の導入について所定の手順により通告するものとする。
4. 本決定はそれが公布された日の翌日を以て発効し、2025年12月31日まで（同日を含む）有効となる。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン